

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 広報物品貸出等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ねんりんピック彩の国さいたま 2026（以下、「大会」という。）の開催に向け、のぼり等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心を高め、開催気運の醸成を図るため、広報活動に必要な物品の貸出及び提供（以下「貸出等」という。）について必要な事項を定める。

(対象物品)

第2条 貸出等をする広報物品は、「貸出等対象物品一覧（別紙1）」のとおりとする。

(機関)

第3条 広報物品の貸出等は、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(対象者)

第4条 貸出等の対象者は、県内の市町村及び関係機関・団体のほか、事務局が適当と認める者とする。

(使用承認等)

第5条 広報物品の貸出等を希望する者は、あらかじめ「広報物品貸出等申請書（様式第1号）」を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申請書が適当であると認められるときは、「貸出等記録簿（様式第2号）」に記入の上、広報物品の貸出を行うものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、広報物品の貸出等の目的に反するものとして貸出等を行わないものとする。

- (1) 特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援する事業に使用されるおそれがある場合
- (2) 宗教的又は政治的な活動に使用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (4) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがある場合
- (5) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 広報物品を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(9) その他承認することが不適当と事務局が認めた場合

3 貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、広報物品を事務局から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

また、提供を受ける者(以下「受領者」という。)についても、広報物品を事務局から直接受け取りをすることを原則とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。ただし、事務局が認めた場合は7日を超えて貸出しを行うこととする。

(使用料)

第7条 貸出等に係る料金は無料とする。

(注意義務)

第8条 借受者が広報物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、借受者は、広報物品の使用及び使用後の手入れ等について、「注意事項(別紙2)」を遵守して取り扱わなければならない。

(事務局の責任)

第9条 広報物品の使用による借受者の被害に対しては、事務局は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、事務局は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、広報物品の滅失、損傷・汚損等損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

(報告)

第11条 借受者及び受領者は、貸出等を受けた広報物品の使用終了後に、それらの使用状況が分かる写真(任意様式)を事務局に提出しなければならない。

(留意事項その他)

第12条 借受者及び受領者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広報物品を使用して大会の広報を行うこと。
- (2) 広報物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (3) 広報物品を使用して大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 広報物品を使用して法令、公序良俗に違反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (5) 広報物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (6) 広報物品を第三者に転貸してはならない。
- (7) 広報物品を転売してはならない。

(貸出しの取り消し)

第13条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。この場合、借受者に損害が生じても、事務局はその責めを負わない。

- (1) 借受者が第5条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 借受者がこの要領に違反した場合
- (3) その他広報物の使用継続が不適当であると認められた場合

附則

この要領は、令和7年4月11日から施行する。